一〇　自衛隊法の一部改正
　大臣補佐官の新設に伴い、及び防衛省の職員に対し、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、所要の規定の整備を行うこととした。
一一　自衛隊法の一部改正
　自衛隊員について、離職後の就職に関する規制を導入するとともに、一部の自衛隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行うため、所要の規定の整備を行うこととした。
一二　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正
　指定職俸給表の適用を受ける防衛省の事務官等の職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を政令で新たに定めるとともに、当該事務官等の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び当該分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、決定することとした。
一三　附則
1　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
2　検討
　政府は、平成二八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二三年九月三〇日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討することとした。（附則第四二条関係）

◇少年法の一部を改正する法律（法律第二三号）

1　家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大（法務省）
㈠　家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」（第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であってこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものを含む。）から「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」（第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であってこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものを含む。）に拡大することとした。（第二二条の三関係）
㈡　検察官関与制度の対象事件の範囲を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」から「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大することとした。（第二二条の二関係）
2　少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し
㈠　罪を犯すとき一八歳に満たない者に対して、無期刑をもって処断すべき場合において、有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑の上限を「一五年」から「二〇年」に引き上げることとした。（第五一条第二項関係）
㈡　少年に対する不定期刑の規定の見直し
(1)　少年に対して不定期刑を科す事件の範囲を「長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」に改めるとともに、短期は、長期の二分の一（長期が一〇年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。(2)において同じ。）の範囲内を下回ることができないこととした。
(2)　不定期刑の短期について、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び長期の二分の一を下回らない範囲内において、定めることができることとした。
(3)　不定期刑の長期と短期の上限について、「一〇年」と「五年」から「一五年」と「一〇年」に引き上げることとした。（第五二条関係）
㈢　第五一条第二項の規定により言い渡した有期刑について、仮釈放を許すことができるまでの期間を「三年」から「その刑期の三分の一」に改めることとした。（第五八条第一項第二号関係）
3　附則
㈠　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。ただし、1の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。
㈡　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

◇株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（法律第二四号）（国土交通省）

1　機構の目的
　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）
2　定義
㈠　「交通事業」とは、次に掲げる事業をいうものとした。（第二条第一項関係）
(1)　鉄道車両、自動車、船舶又は航空機を使用して旅客又は貨物を運送する事業及び当該事業を利用して貨物の運送を行う事業
(2)　鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又は維持管理を行う事業（(1)に掲げるものを除く。）
㈡　「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいうものとした。（第二条第二項関係）
(1)　都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であって、次に掲げる要件に該当するもの
イ　道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。
ロ　当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。
(2)　公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業
㈢　「対象事業」とは、海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいうものとした。（第二条第三項関係）
3　設立等
　機構は、国土交通大臣の認可により、一を限って設立される株式会社とし、政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととした。（第三条及び第四条並びに第八条～第一三条関係）
4　海外交通・都市開発事業委員会
　機構に海外交通・都市開発事業委員会を置き、取締役である委員三人以上七人以内で組織し、対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定等を行うこととした。（第一六条～第一八条関係）
5　業務
㈠　業務の範囲
　機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務等を営むこととした。（第二三条関係）
(1)　対象事業者に対する出資及び資金の貸付け
(2)　対象事業者に対する基金の拠出
(3)　対象事業者が発行する有価証券の取得
(4)　対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
(5)　対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
(6)　対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
(7)　対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣及び助言